

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月18日

【計算期間】 第7期（自平成19年12月21日 至 平成20年12月22日）

【ファンド名】 中国株利回りファンド2001 - 12

【発行者名】 三井住友アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 良治

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 古池 典生

【連絡場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【電話番号】 03-5405-0739

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 中国の取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

上記の取引所は、上海、深センおよび香港とします。ただし、その他の取引所に上場している中国企業の株式も投資対象とすることがあります。

ロ 当ファンドの募集上限額は300億円であり、設定日以後の追加信託は行われません。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	株式 一般	目論見書または信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 (資産複合)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	あり
債券 一般 公社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他 ()	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	なし
不動産投信			
その他資産 ()			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

（２）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

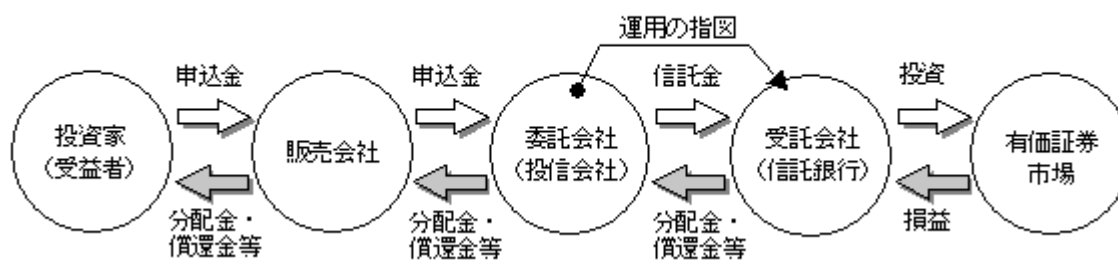
（ロ）受託会社「三菱UFJ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成21年2月27日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年7月 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（平成21年2月27日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	882	5.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

中国の取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

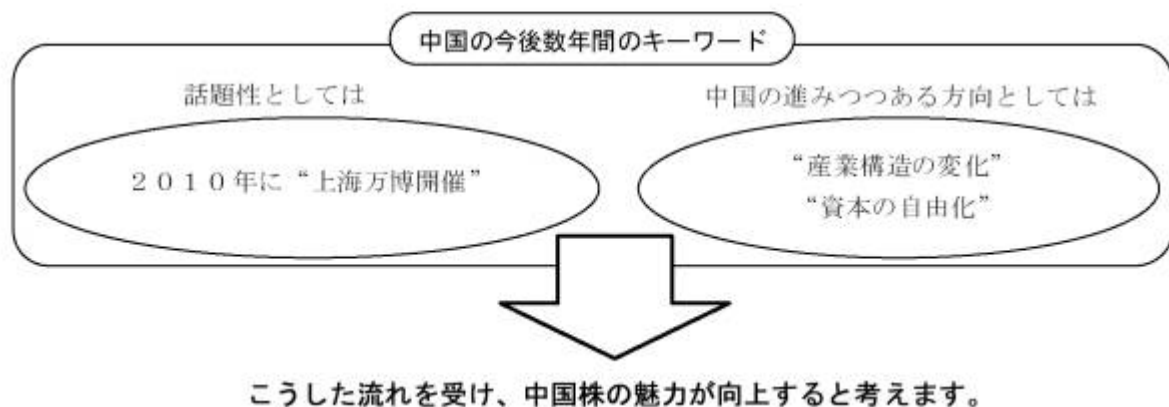
ロ 投資態度

- (イ) 主として中国の取引所に上場している株式の中から、好利回りの銘柄を中心に投資し、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 上記の取引所は、上海、深センおよび香港とします。ただし、その他の取引所に上場している中国企業の株式も投資対象とすることがあります。
- (ハ) 組入候補銘柄の選定にあたっては、財務内容等を考慮し、好配当利回りの株式を中心に銘柄を厳選します。
- (ニ) 株式の組入比率は、当初設定後約1年間のクローズド期間の間は、原則として高位とします。その後は、ファンドの資金動向、市況動向等により弾力的に対応します。また、先物取引等を利用して実質的な組入比率を変動させることがあります。
- (ホ) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (ヘ) ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができないことがあります。

<当ファンドのねらい>

I：当ファンドは、中国の上場株式の中から、好利回りの銘柄を中心に投資します。

世界経済における中国の存在感が急速に高まっております。



：銘柄の選択基準～「好配当利回り」が主要条件となります。

：組入後の対応

- a：保持 好配当利回りを維持あるいは配当を増額をする企業は買い持ちを継続します。
 - 1) 大幅減配（配当利回り大幅低下）が予想される企業は売却します。
- b：売却 2) 株価の上昇でキャピタルゲインの水準が、当ファンドの信託期間の配当手取り（予想）水準を上回る場合は、売却対応を行う場合があります。

（２）【投資対象】**イ 投資対象とする資産の種類**

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引にかかる権利
- ３．金銭債権
- ４．約束手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証券
 - ２．国債証券
 - ３．地方債証券
 - ４．特別の法律により法人の発行する債券
 - ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
 - ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
 - ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
 - ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
 - １０．コマーシャル・ペーパー
 - １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１０号で定めるものをいいます。）
 - １４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第１１号で定めるものをいいます。）
 - １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１８号で定めるものをいいます。）
 - １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第１９号で定めるものをいいます。有価証券にかかるものに限り、有価証券に限りません。）
 - １７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第２０号で定めるものをいいます。）
 - １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 - ２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - ２１．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第１号の証券または証書、第１２号および第１７号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第１２号および第１７号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第１３号および第１４号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロの有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第１４号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

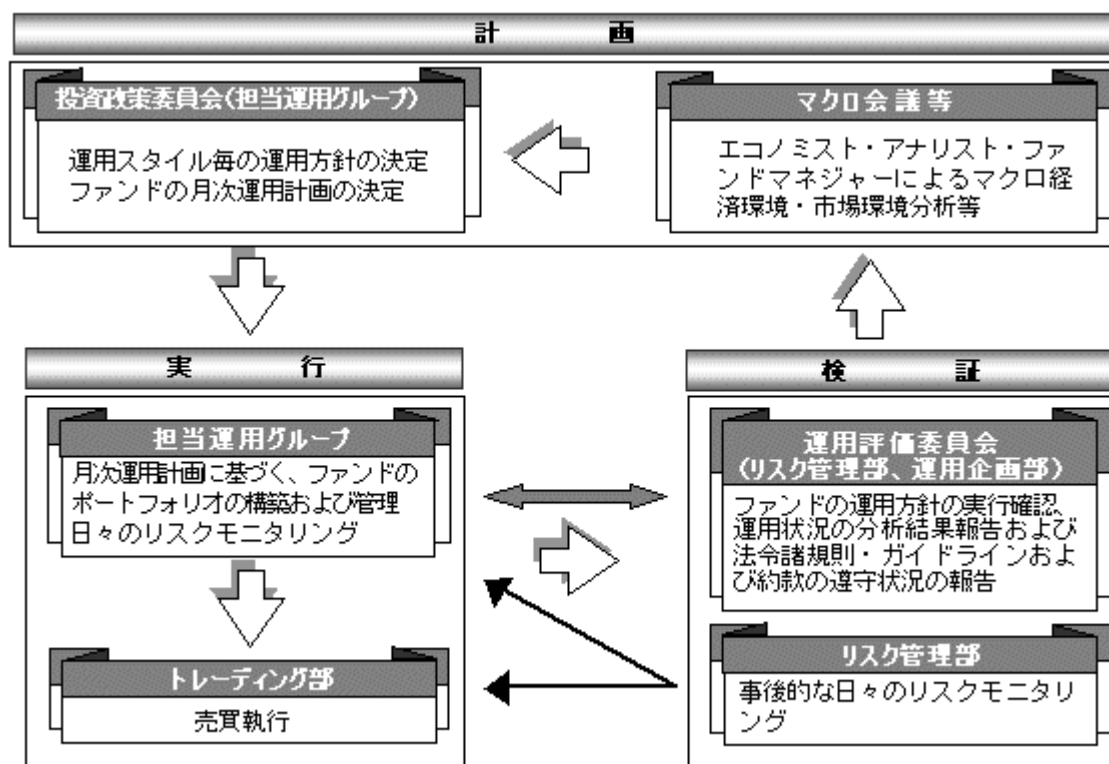
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

【ファンドの運用体制】



リスク管理部は8名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4)【分配方針】

- 年1回(12月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。
- イ 分配対象収益の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、配当等収益を中心に委託会社が基準準額水準・市況動向等を勘案して決定します。
ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- ハ 留保益については、前記「(1)投資方針」に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ハ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ニ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ホ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ヘ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

- イ 投資する株式等の範囲
 - (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 信用取引の指図範囲
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (ロ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ) 信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ハ 先物取引等の運用指図、目的、範囲
 - (イ) 委託会社は、わが国の取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハ、ニに掲げるものをいいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)
 - (ロ) 委託会社は、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - (ハ) 委託会社は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の運用指図、目的、範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ト 公社債の空売りの指図および範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
- (ロ) 公社債の空売りの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- チ 公社債の借入れ
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図することができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ヌ 外国為替予約の指図
- 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ル 資金の借入れ
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (ハ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に中国の株式を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等のうち主要なものは、以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

(ロ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ハ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

(ニ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(ホ) 市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、海外の取引所によっては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあり、そのような場合には社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従って、当該有価証券の評価を行います。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

平成13年12月3日から平成13年12月26日までの募集期間中において、販売会社によって当ファンドの募集の取扱いが行われました。その募集時の申込手数料は、1口につき上限210円（税抜き200円）でした。なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、受益権の発行価格1万円に含まれています。

なお、当ファンドの申込手数料については、「償還乗換優遇措置」の適用がありました。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

イ 信託報酬

- （イ）純資産総額に年1.575%（税抜き1.50%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上し、各計算期末（信託終了の場合を含みます。）に当該日の受益権口数に対応する金額を、信託契約の一部解約のときに、当該一部解約にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁するものとします。
- （ロ）上記（イ）にかかわらず、各計算期末における信託報酬については、当該計算期末において、収益分配前の純資産総額の元本超過額が、配当等収益から諸経費、下限信託報酬（純資産総額に年0.315%（税抜き0.3%）の率を乗じて計算された額をいいます。）を控除した額に満たない場合は、当該満たない額を上記（イ）の信託報酬から取り崩した残額（ただし、下限信託報酬を下限とします。）とします。
- （ハ）信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

	委託会社	販売会社	受託会社
上限	年0.630% (0.60%)	年0.840% (0.80%)	年0.105% (0.10%)
下限	年0.210% (0.20%)	年0.000% (0.00%)	年0.105% (0.10%)

（ ）内は税抜き。

上限と下限の間の場合の配分は、下限を上回る額を委託会社、販売会社で1：2の比率で分け、それぞれ下限額に加算するものとします。

ロ 成功報酬

- （イ）各計算期間末（償還日を除きます。）における基準価額（ただし、収益分配金控除前かつ成功報酬控除前の価額とします。）が11,000円または、当該計算期間末より前の各計算期間末における最も高い基準価額のいずれか高い額を上回っているときは、当該超過額の10.5%（税抜き10%）が成功報酬として信託財産より徴収されます。
- （ロ）この成功報酬は各計算期間の末日に、信託財産中から支弁するものとし、委託会社と販売会社で折半されます。

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、委託会社の負担とし、信託財産からは支弁されません。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。
- 上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

イ 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配時

収益分配金については、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ただし、平成21年および平成22年において、上場株式等の配当を含めた合計額が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。

(ロ) 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。平成21年および平成22年において、税率は、上場株式等の譲渡益を含めた合計額が年間500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。平成23年以降は、金額にかかわらず20%（所得税15%および地方税5%）となります。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

ロ 法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税のみ）、平成21年4月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成21年1月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	香港	1,023,522,192	67.70
	中国	433,743,156	28.69
	小計	1,457,265,348	96.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		54,623,575	3.61
合計(純資産総額)		1,511,888,923	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

平成21年1月30日現在

国/地域	種類	銘柄名/業種	数量 (株)	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	投資 比率 (%)
中国	株式	PETROCHINA CO LTD 〔エネルギー〕	4,128,000	16.05 66,272,976	67.22 277,488,288	18.35
香港	株式	CHINA PETROLEUM&CHEMICAL-H 〔エネルギー〕	5,240,000	12.47 65,363,760	50.01 262,060,260	17.33
香港	株式	JIANGSU EXPRESS CO LTD-H 〔運輸〕	3,330,000	20.67 68,846,085	63.98 213,076,710	14.09
香港	株式	ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H 〔運輸〕	3,340,000	22.29 74,453,610	49.54 165,495,330	10.95
香港	株式	GUANGSHEN RAILWAY CO LTD-H 〔運輸〕	4,572,000	15.47 70,760,844	28.41 129,904,236	8.59
香港	株式	SHENZHEN EXPRESSWAY CO-H 〔運輸〕	3,034,000	21.59 65,529,849	31.87 96,717,852	6.40
中国	株式	DATANG INTL POWER GENERATION COMPANY LTD 〔公益事業〕	2,304,000	15.24 35,126,784	40.88 94,203,648	6.23
香港	株式	HUANENG POWER INTL INC-H 〔公益事業〕	1,170,000	26.79 31,351,320	58.90 68,918,850	4.56
中国	株式	ANGANG STEEL CO LTD-H 〔素材〕	740,000	14.78 10,940,160	83.85 62,051,220	4.10
香港	株式	TSINGTAO BREWERY CO LTD-H 〔食品・飲料・タバコ〕	284,000	26.68 7,577,262	171.17 48,612,564	3.22
香港	株式	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD 〔銀行〕	410,000	170.82 70,038,045	94.47 38,736,390	2.56

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別・業種別の投資比率

平成21年1月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)	種類	業種	投資比率 (%)
株式（外国）	エネルギー	35.69	株式（外国）	銀行	2.56
	素材	4.10		公益事業	10.79
	運輸	40.03	合計		96.39
	食品・飲料・タバコ	3.22			

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

平成21年1月30日現在

種類	取引所等および 資産の名称	買建/ 売建	数量 (枚)	簿価(円)	時価(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	市場外取引 香港ドル	売建	1,154,306.02	13,309,263	13,320,691	0.88

(注)

- 基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 基準日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
 - 基準日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の計算方法によっております。

基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後の二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、基準日の対顧客直物売買相場の仲値で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)	1口当たりの 純資産額(円)
第1期(平成14年12月20日)(分配落)	3,492,204,105	9,846
第1期(平成14年12月20日)(分配付)	3,665,641,158	10,335
第2期(平成15年12月22日)(分配落)	4,309,681,405	15,599
第2期(平成15年12月22日)(分配付)	4,454,725,255	16,124
第3期(平成16年12月20日)(分配落)	3,511,797,380	14,551
第3期(平成16年12月20日)(分配付)	3,653,224,964	15,137
第4期(平成17年12月20日)(分配落)	3,520,706,592	16,036
第4期(平成17年12月20日)(分配付)	3,671,536,755	16,723
第5期(平成18年12月20日)(分配落)	4,836,425,468	23,570
第5期(平成18年12月20日)(分配付)	4,982,522,884	24,282
第6期(平成19年12月20日)(分配落)	6,474,185,836	34,034
第6期(平成19年12月20日)(分配付)	6,618,950,105	34,795
第7期(平成20年12月22日)(分配落)	1,817,827,208	13,325
第7期(平成20年12月22日)(分配付)	1,923,803,440	14,101
平成20年1月末日	4,827,651,193	26,016
平成20年2月末日	5,175,445,241	28,093
平成20年3月末日	3,977,910,155	22,214
平成20年4月末日	4,488,645,329	25,824
平成20年5月末日	4,089,409,623	23,916
平成20年6月末日	3,758,879,529	22,350
平成20年7月末日	3,863,087,436	23,514
平成20年8月末日	3,454,531,098	21,718
平成20年9月末日	2,695,429,900	17,516
平成20年10月末日	1,966,199,947	13,597
平成20年11月末日	1,877,293,293	13,321
平成20年12月末日	1,712,970,383	12,694
平成21年1月末日	1,511,888,923	11,599

(注1) 純資産総額(分配付)および1口当たり純資産額(分配付)の欄は、収益分配時の支払外国税調整額を考慮していません。

(注2) 純資産総額(分配付)および1口当たり純資産額(分配付)の欄は、各計算期間に係る収益分配金の総額を含んでいます。

【分配の推移】

計算期間	1口当たり分配金(円)
第1期(平成13年12月27日～平成14年12月20日)	489
第2期(平成14年12月21日～平成15年12月22日)	525
第3期(平成15年12月23日～平成16年12月20日)	586
第4期(平成16年12月21日～平成17年12月20日)	687
第5期(平成17年12月21日～平成18年12月20日)	712
第6期(平成18年12月21日～平成19年12月20日)	761
第7期(平成19年12月21日～平成20年12月22日)	788

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期	3.4
第2期	63.8
第3期	3.0
第4期	14.9
第5期	51.4
第6期	47.6
第7期	58.6

(注1) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(注2) 収益分配時の支払外国税調整額を考慮していませんので上記収益率は、同期間における受益者の投資収益率と異なる場合があります。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成13年12月27日 信託契約締結、設定、運用開始。

（設定時の委託会社はスミセイ グローバル投信株式会社）

平成14年12月1日 三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

平成13年12月3日から平成13年12月26日までの募集期間中において、販売会社によって当ファンドの募集の取扱いが行われました。その概要は以下の通りです。

・ 申込価額	1口当たり1万円
・ 申込手数料	1口につき上限210円（税抜き200円） 申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、申込価額に含まれています。 償還乗換優遇措置の適用がありました。
・ 申込単位	1口単位
・ 申込取扱場所	販売会社

2【換金（解約）手続等】

イ 信託契約の一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。ただし、中国の取引所が休業日の場合には、解約請求の受け付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時まで（わが国の取引所の半日立会日の場合は午前11時まで）に解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

ロ 受益権の買取請求

受益者は、自己に帰属する受益権につき、お買付けの販売会社に買い取るよう請求することができます（ただし、販売会社によっては、買取請求の受け付けを行わない場合があります。お買付けの販売会社にご確認ください。）。なお、中国の取引所の休業日の場合には、買取請求の受け付けは行いません。

買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収税額相当額を差し引いた額となります。

実際の買取価額は、お買付けの販売会社にお問い合わせください。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買取請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた買取請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとしします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成13年12月27日から平成23年12月20日まで、もしくは下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年12月21日から翌年12月20日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとしします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日としします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、受益権の口数が当初設定にかかる受益権総口数の10分の1または3万口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した

書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令
委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- (ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
 - b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、配当等収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、こ

これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 買取請求権

受益者は、販売会社に、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ホ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ヘ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
但し、第6期(平成18年12月21日から平成19年12月20日まで)については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成19年内閣府令第61号)附則第3条の規定に基づき、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期(平成18年12月21日から平成19年12月20日まで)及び第7期(平成19年12月21日から平成20年12月22日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

中国株利回りファンド2001 - 12

(1)【貸借対照表】

期別	第6期 (平成19年12月20日現在)	第7期 (平成20年12月22日現在)
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	607,606,316	249,772,353
株式	6,363,486,150	1,725,989,968
未収利息	8,323	1,026
流動資産合計	6,971,100,789	1,975,763,347
資産合計	6,971,100,789	1,975,763,347
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	144,764,269	105,976,232
未払解約金	6,901,162	3,695,440
未払受託者報酬	6,315,712	3,217,696
未払委託者報酬	338,933,810	45,046,771
流動負債合計	496,914,953	157,936,139
負債合計	496,914,953	157,936,139
純資産の部		
元本等		
1 元本		
元本	1,902,290,000	1,364,260,000
元本合計	1,902,290,000	1,364,260,000
2 剰余金		
期末剰余金	4,571,895,836	453,567,208
剰余金合計	4,571,895,836	453,567,208
元本等合計	6,474,185,836	1,817,827,208
純資産合計	6,474,185,836	1,817,827,208
負債・純資産合計	6,971,100,789	1,975,763,347

(2) 【損益及び剰余金計算書】

期別	第6期 自平成18年12月21日 至平成19年12月20日	第7期 自平成19年12月21日 至平成20年12月22日
科目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	149,257,400	131,923,720
受取利息	545,731	477,630
有価証券売買等損益	2,478,480,489	3,404,848,602
為替差損益	41,069,267	131,766,846
営業収益合計	2,587,214,353	3,404,214,098
営業費用		
受託者報酬	6,493,739	4,023,155
委託者報酬	341,426,782	56,323,977
その他費用	3,997,647	3,100,464
営業費用合計	351,918,168	63,447,596
営業利益又は損失()	2,235,296,185	3,467,661,694
経常利益又は損失()	2,235,296,185	3,467,661,694
当期純利益又は純損失()	2,235,296,185	3,467,661,694
一部解約に伴う当期純利益分配額	-	-
期首剰余金	2,784,495,468	4,571,895,836
剰余金増加額	-	-
剰余金減少額	303,131,548	544,690,702
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(303,131,548)	(544,690,702)
分配金	144,764,269	105,976,232
期末剰余金	4,571,895,836	453,567,208

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6期 自平成18年12月21日 至平成19年12月20日	第7期 自平成19年12月21日 至平成20年12月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式（売買目的有価証券） 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によっております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいて処理しております。	(1)外貨建資産等の会計処理 同左 (2)計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、平成19年12月21日から平成20年12月22日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第6期	第7期
	（平成19年12月20日現在）	（平成20年12月22日現在）
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 190,229口	当該計算期間の末日における受益権の総数 136,426口
2. 1単位当たり純資産額	34,034円	13,325円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第6期	第7期
	自平成18年12月21日 至平成19年12月20日	自平成19年12月21日 至平成20年12月22日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における純資産額の元本超過額が4,716,660,105円であり、費用控除後の配当等収益がないため、純資産額の元本超過額4,716,660,105円（1口当たり24,794.64円）を分配対象収益として、うち144,764,269円（1口当たり761円）を分配金額としております。	計算期間末における純資産額の元本超過額が559,543,440円であり、費用控除後の配当等収益がないため、純資産額の元本超過額559,543,440円（1口当たり4,101.44円）を分配対象収益として、うち107,503,688円（1口当たり788円）を分配金額としております。 なお、第7期の分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、支払外国税調整額1,527,456円によるものです。
2. 委託者報酬	委託者報酬は、純資産総額に年10,000分の140の率を乗じて得た金額を日々計上しております。なお、約款第45条第2項の規定により、毎計算期間末において、元本超過額が、配当等収益から諸費用、受託者報酬（年10,000分の10）、委託者報酬下限額（年10,000分の20）とそれらの消費税相当額を差引いた金額に満たない場合、原則として、その額まで下限額を限度として委託者報酬を取り崩します。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第6期（自平成18年12月21日至平成19年12月20日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	6,363,486,150円	1,777,393,964円
合計	6,363,486,150円	1,777,393,964円

第7期（自平成19年12月21日至平成20年12月22日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,725,989,968円	4,091,464,428円
合計	1,725,989,968円	4,091,464,428円

(デリバティブ取引に関する注記)

. 取引の状況に関する事項

項目	第6期 自平成18年12月21日 至平成19年12月20日	第7期 自平成19年12月21日 至平成20年12月22日
1. 取引の内容	<p>当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。</p> <p>a. わが国の取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>b. わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>c. わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>d. わが国において行われる有価証券店頭オプション取引。</p> <p>異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引。</p> <p>外国為替の売買の予約。</p>	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行います。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図る為に運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係る、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等に係るチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第6期（平成19年12月20日現在）

第6期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第7期（平成20年12月22日現在）

第7期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期（自平成18年12月21日至平成19年12月20日）

該当事項はありません。

第7期（自平成19年12月21日至平成20年12月22日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第6期 （平成19年12月20日現在）	第7期 （平成20年12月22日現在）
設定年月日	平成13年12月27日	平成13年12月27日
設定元本額	3,546,770,000円	3,546,770,000円
期首元本額	2,051,930,000円	1,902,290,000円
元本残存率	53.6%	38.4%

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
香港ドル				
CHINA PETROLEUM&CHEMICAL-H	5,420,000	5.30	28,726,000.00	
PETROCHINA CO LTD	4,128,000	7.01	28,937,280.00	
ANGANG STEEL CO LTD-H	1,000,000	8.92	8,920,000.00	
GUANGSHEN RAILWAY CO LTD-H	4,872,000	2.93	14,274,960.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	3,330,000	5.38	17,915,400.00	
SHENZHEN EXPRESSWAY CO-H	3,034,000	3.00	9,102,000.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	3,340,000	4.85	16,199,000.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	284,000	17.06	4,845,040.00	
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	410,000	8.86	3,632,600.00	
DATANG INTL POWER GENERATION COMPANY LTD	2,304,000	4.20	9,676,800.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	1,170,000	5.50	6,435,000.00	
香港ドル 小計	29,292,000		148,664,080.00	
(邦貨換算額)			(1,725,989,968)	(単位：円)
合計	29,292,000		1,725,989,968	単位：円
(外貨建有価証券邦貨換算額合計)			(1,725,989,968)	(単位：円)

(注)

1. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。
2. 香港ドル表示の株式については、11銘柄、信託財産純資産総額に対する比率94.9%、合計に対する比率100.0%です。

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

平成21年1月30日現在

資産総額	1,514,628,831 円
負債総額	2,739,908 円
純資産総額(-)	1,511,888,923 円
発行済口数	130,341 口
1口当たり純資産額(/)	11,599 円

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	354,677	-
第2期	-	78,403
第3期	-	34,930
第4期	-	21,795
第5期	-	14,356
第6期	-	14,964
第7期	-	53,803

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

平成21年2月27日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

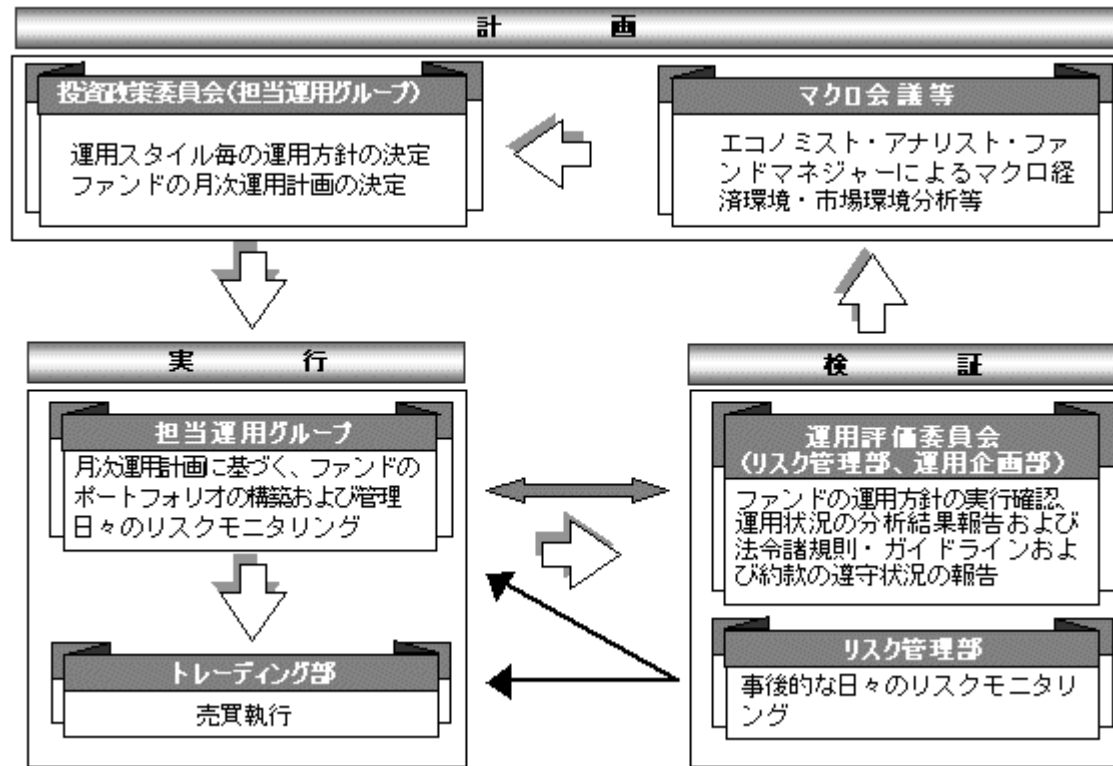
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年1月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成21年1月30日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	77 (1)	163,577 (151)
	追加型	215 (100)	2,633,805 (1,697,368)
	計	292 (101)	2,797,382 (1,697,520)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合計		292 (101)	2,797,382 (1,697,520)

() 内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、第22期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しており、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表についてあずさ監査法人の監査を受けており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期 別	第 2 2 期 (平成19年3月31日現在)			第 2 3 期 (平成20年3月31日現在)		
	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金	536			-		
預金 2	17,162,165			-		
現金及び預金 2	-			18,130,988		
金銭信託	80,124			-		
有価証券	-			5,994,478		
支払委託金						
収益分配金	1,280			-		
償還金	1,684			-		
前払費用	188,047			222,628		
未収入金	49,641			-		
未収委託者報酬	3,513,158			4,184,389		
未収投資顧問料 2	1,445,684			-		
未収運用受託報酬	-			1,008,548		
未収投資助言報酬 2	-			493,368		
未収収益	11,065			8,180		
繰延税金資産	294,833			439,833		
その他の流動資産	8,640			24,816		
流動資産計		22,756,864	86.1		30,507,231	91.1
固定資産						
有形固定資産 1						
建物	154,656			169,017		
器具備品	268,384			225,583		
建設仮勘定	10,206			-		
有形固定資産合計		433,247	1.6		394,601	1.2
無形固定資産 1						
電話加入権	442			173		

ソフトウェア	7,024			-		
商標権	11,815			10,048		
無形固定資産合計		19,281	0.1		10,222	0.0
投資その他の資産						
投資有価証券	2,389,090			1,598,911		
関係会社株式	236,178			236,178		
長期差入保証金	554,486			702,453		
預託金	1,000			-		
長期前払費用	24,807			18,200		
会員権	30,158			17,113		
繰延税金資産	-			15,024		
貸倒引当金	25,000			-		
投資その他の資産合計		3,210,721	12.2		2,587,882	7.7
固定資産計		3,663,250	13.9		2,992,706	8.9
資産合計		26,420,115	100.0		33,499,937	100.0

期 別	第 2 2 期 (平成19年3月31日現在)			第 2 3 期 (平成20年3月31日現在)		
	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
預り金	54,222			40,052		
未払金						
未払収益分配金	2,759			2,787		
未払償還金	34,345			28,571		
未払手数料 2	1,395,408			1,727,481		
その他未払金	82,003			149,275		
未払費用	580,501			760,613		
未払消費税等	175,147			366,587		
未払法人税等	1,442,996			3,334,415		
前受収益	5,985			5,985		
賞与引当金	377,325			375,721		
その他の流動負債	39			254		
流動負債計		4,150,734	15.7		6,791,746	20.2
固定負債						
退職給付引当金	509,466			749,327		
繰延税金負債	254,077			-		
固定負債計		763,544	2.9		749,327	2.3
負債合計		4,914,278	18.6		7,541,073	22.5
(純資産の部)						
株主資本						
資本金		2,000,000	7.6		2,000,000	6.0
資本剰余金						
資本準備金	8,628,984			8,628,984		
資本剰余金合計		8,628,984	32.7		8,628,984	25.7
利益剰余金						
利益準備金	284,245			284,245		

その他利益剰余金						
配当準備積立金	60,000			60,000		
特別償却準備金	9,041			-		
別途積立金	1,476,959			1,476,959		
繰越利益剰余金	8,613,302			13,483,283		
利益剰余金合計		10,443,548	39.5		15,304,488	45.7
株主資本計		21,072,532	79.8		25,933,472	77.4
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		433,303			25,392	
評価・換算差額等計		433,303	1.6		25,392	0.1
純資産合計		21,505,836	81.4		25,958,864	77.5
負債・純資産合計		26,420,115	100.0		33,499,937	100.0

(2) 【損益計算書】

期 別	第 2 2 期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第 2 3 期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
営 業 収 益	千円	千円	%	千円	千円	%
委託者報酬	18,054,601			32,260,683		
投資顧問料	6,421,626			-		
運用受託報酬	-			4,320,395		
投資助言報酬	-			2,276,198		
その他営業収益						
情報提供コンサルタント業報酬	5,000			5,000		
投資法人運用受託報酬	86,931			75,471		
営業収益計		24,568,159	100.0		38,937,748	100.0
営 業 費 用						
支払手数料 1	7,670,381			15,226,126		
広告宣伝費	271,980			834,129		
公告費	18,548			8,062		
受益証券発行費	56,919			218		
調査費						
調査費	462,572			541,419		
委託調査費	1,528,165			2,298,023		
営業雑経費						
通信費	23,845			27,577		
印刷費	197,189			325,929		
協会費	19,308			18,986		
諸会費	12,374			15,281		
情報機器関連費	1,628,407			1,936,376		
販売促進費	6,523			36,029		
その他	180,580			60,681		
営業費用計		12,076,797	49.1		21,328,842	54.8
一般管理費						

給料					
役員報酬 2	152,561			166,266	
給料・手当	3,337,975			3,698,904	
賞与	1,142,783			1,119,415	
賞与引当金繰入額	377,325			375,721	
交際費	19,572			20,571	
事務委託費	223,753			250,163	
旅費交通費	182,543			249,775	
租税公課	91,899			116,931	
不動産賃借料	532,980			624,843	
退職給付費用	193,285			277,530	
固定資産減価償却費	133,415			149,507	
諸経費	243,407			398,374	
一般管理費計		6,631,502	27.0	7,448,006	19.1
営業利益		5,859,859	23.9	10,160,899	26.1

営業外収益						
受取配当金	9,400			8,036		
有価証券利息	-			7,450		
受取利息 1	11,946			34,555		
為替差益	-			634		
時効成立分配金	68			-		
時効成立償還金	8,530			-		
時効成立分配金・償還金	-			5,827		
原稿・講演料	5,657			4,424		
雑収入	3,378			3,743		
営業外収益計		38,981	0.1		64,671	0.2
営業外費用						
為替差損	911			-		
時効成立後支払分配金・償還金	-			1,826		
雑損失	1,737			0		
営業外費用計		2,649	0.0		1,826	0.0
経常利益		5,896,191	24.0		10,223,744	26.3
特別利益						
貸倒引当金戻入益	-			25,000		
投資有価証券償還益	-			5,787		
投資有価証券売却益	101,925			124,622		
ゴルフ会員権売却益	-			5,555		
特別利益計		101,925	0.4		160,966	0.4
特別損失						
固定資産除却損 3	19,930			12,288		
投資有価証券償還損	-			503		
投資有価証券評価損	1,382			17,700		
投資有価証券売却損	3,397			56		
投資有価証券清算損	-			256		
ゴルフ会員権売却損	-			24,476		
特別損失計		24,710	0.1		55,282	0.2
税引前当期純利益		5,973,406	24.3		10,329,428	26.5

法人税、住民税及び事業税	2,496,869			4,544,339		
法人税等調整額	3,459	2,500,328	10.2	134,250	4,410,088	11.3
当期純利益		3,473,077	14.1		5,919,339	15.2

（３）【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日 残高 (千円)	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	15,645	1,476,959	5,712,580	7,549,430	18,178,414
当事業年度中の変動額										
特別償却準備金取崩注			-			6,604		6,604	-	-
剰余金の配当(注)			-					564,480	564,480	564,480
役員賞与(注)			-					14,480	14,480	14,480
当期純利益			-					3,473,077	3,473,077	3,473,077
株主資本以外の項目の 当会計期間中の変動額 (純額)			-						-	-
当事業年度中の変動額合計 (千円)	-	-	-	-	-	6,604	-	2,900,722	2,894,117	2,894,117
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	9,041	1,476,959	8,613,302	10,443,548	21,072,532

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (千円)	165,106	165,106	18,343,521
当事業年度中の変動額			
特別償却準備金取崩注		-	-
剰余金の配当(注)		-	564,480
役員賞与(注)		-	14,480
当期純利益		-	3,473,077
株主資本以外の項目の 当会計期間中の変動額 (純額)	268,197	268,197	268,197
当事業年度中の変動額合計 (千円)	268,197	268,197	3,162,315
平成19年3月31日 残高 (千円)	433,303	433,303	21,505,836

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
				配当準備 積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	9,041	1,476,959	8,613,302	10,443,548	21,072,532
当事業年度中の変動額										
特別償却準備金取崩注			-			9,041		9,041	-	-
剰余金の配当(注)			-					1,058,400	1,058,400	1,058,400
当期純利益			-					5,919,339	5,919,339	5,919,339
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)			-						-	-
当事業年度中の変動額合計 (千円)	-	-	-	-	-	9,041	-	4,869,980	4,860,939	4,860,939
平成20年3月31日 残高 (千円)	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	-	1,476,959	13,483,283	15,304,488	25,933,472

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高 (千円)	433,303	433,303	21,505,836
当事業年度中の変動額			
特別償却準備金取崩注			-
剰余金の配当(注)			1,058,400
当期純利益			5,919,339
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	407,911	407,911	407,911
当事業年度中の変動額合計 (千円)	407,911	407,911	4,453,028
平成20年3月31日 残高 (千円)	25,392	25,392	25,958,864

(注)平成19年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

項目	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 有価証券の評価 基準及び評価方法	<p style="text-align: center;">-</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法 により算定）</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>満期保有目的の債券 償却原価法</p> <p>子会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2 固定資産の減価 償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。但し、 平成10年4月1日以降に取得した 建物(建物附属設備を除く)につ いては、定額法によっておりま す。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。</p> <p>建物 15～50年 器具備品 3～20年</p>	<p>有形固定資産 定率法によっております。但し、 平成10年4月1日以降に取得した 建物(建物附属設備を除く)につ いては、定額法によっておりま す。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。</p> <p>建物 3～50年 器具備品 3～20年</p>

	無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェア については社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法に によっております。	無形固定資産 同左
3 引当金の計上基 準		
(1) 貸倒引当金	営業債権等の貸倒損失に備える ため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念先債権 等特定の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。	-
(2) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるた め、将来の支給見込額のうち当 期の負担額を計上してございま す。	同左
(3) 退職給付引当 金	従業員の退職金支給に備えるた め、当事業年度末における退職 給付債務（期末自己都合要支給 額の100%）に基づき計上して おります。	従業員の退職金支給に備えるた め、当事業年度末における退職 給付債務に基づき計上してござ います。
4 リース取引の処 理方法	リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引につ いては、通常の賃貸借取引に係 る方法に準じた会計処理によっ ております。	同左

5 その他財務諸表 作成のための基本 となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式 によっております。	同左
-----------------------------------	-----------------------------	----

会計方針の変更

(会計処理の変更)

<p style="text-align: center;">第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)</p>
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(「企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号」)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は21,505,836千円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	-

-	<p>有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更による影響は軽微であります。</p>
---	---

(表示方法の変更)

<p style="text-align: center;">第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)</p>
-	<p>1.前事業年度において区分掲記しておりました「現金」(当事業年度877千円)及び「預金」(当事業年度18,130,111千円)は、金融商品取引法の施行により「現金及び預金」として表示しております。</p> <p>2.金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問(助言)契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ1,001,467千円、444,216千円であります。</p>

(損益計算書)

前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ3,970,091千円、2,451,535千円であります。

3.前事業年度において区分掲記しておりました「時効成立分配金」（当事業年度53千円）及び「時効成立償還金」（当事業年度5,773千円）は、金額的重要性が乏しいため、「時効成立分配金・償還金」として表示しております。

(追加情報)

第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
-	<p>(有形固定資産の減価償却の方法) 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更による影響は軽微であります。</p> <p>(退職給付会計) 退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、従業員の増加に伴い、当事業年度より原則法による算定方法に変更しております。 この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益は、それぞれ123,774千円減少しております。 また、この変更は従業員の増加等に伴い、当下期に行ったため、当中間会計期間は、前事業年度と同一の方法によっております。従って当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益及び中間純利益は128,390千円多く計上されております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)

<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 100,864 千円</p> <p>器具備品 874,736 千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>電話加入権 2,047 千円</p> <p>ソフトウェア 311,227 千円</p> <p>商標権 7,452 千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 126,027 千円</p> <p>器具備品 859,261 千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>電話加入権 60 千円</p> <p>ソフトウェア 111,411 千円</p> <p>商標権 9,393 千円</p>
<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>預金 11,514,514 千円</p> <p>未収投資顧問料 458,359 千円</p> <p>未払手数料 468,604 千円</p>	<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>現金及び預金 12,481,426 千円</p> <p>未収投資助言報酬 478,296 千円</p> <p>未払手数料 509,702 千円</p>
<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000 千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000 千円</p>	<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000 千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000 千円</p>

-	4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額149,005千円の支払保証を行っております。
---	---

（損益計算書関係）

第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 8,029 千円	1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 24,820 千円
2 役員報酬の限度額 取締役 年額 180,000 千円 監査役 年額 36,000 千円	-
3 固定資産除却損は、器具備品19,930千円 であります。	3 固定資産除却損は、器具備品12,082千円、 電話加入権206千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第22期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 定時株主総会	普通株式	564,480	32,000	平成18年 3月31日	平成18年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成19年6月25日開催の第22回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	-------	----------------	-----------------	-----	-------

平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,058,400	60,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日
----------------------	------	-------	-----------	--------	----------------	----------------

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,058,400	60,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成20年6月23日開催の第23回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

(リース取引関係)

第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																																								
<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">器具備品</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">9,504</td> <td style="text-align: right;">9,504</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">5,702</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,702</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">3,801</td> <td style="text-align: right;">3,801</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">1年以内</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">1,963</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2,030</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">3,993</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	合計	取得価額相当額	9,504	9,504	減価償却累計額相当額	5,702		5,702			期末残高相当額	3,801	3,801	1年以内	1,963	1年超	2,030	合計	3,993	<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">器具備品</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">9,504</td> <td style="text-align: right;">9,504</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">7,603</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7,603</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">1,900</td> <td style="text-align: right;">1,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">1年以内</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">2,030</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">2,030</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	合計	取得価額相当額	9,504	9,504	減価償却累計額相当額	7,603		7,603			期末残高相当額	1,900	1,900	1年以内	2,030	合計	2,030
	器具備品	合計																																							
取得価額相当額	9,504	9,504																																							
減価償却累計額相当額	5,702																																								
5,702																																									
期末残高相当額	3,801	3,801																																							
1年以内	1,963																																								
1年超	2,030																																								
合計	3,993																																								
	器具備品	合計																																							
取得価額相当額	9,504	9,504																																							
減価償却累計額相当額	7,603																																								
7,603																																									
期末残高相当額	1,900	1,900																																							
1年以内	2,030																																								
合計	2,030																																								

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額(単位：千円)	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額(単位：千円)
支払リース料 2,067	支払リース料 2,067
減価償却費相当額 1,900	減価償却費相当額 1,900
支払利息相当額 168	支払利息相当額 104
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・同左
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	・同左
2.オペレーティング・リース取引 (借主側)	2.オペレーティング・リース取引 (借主側)
未経過リース料 (単位:千円)	未経過リース料 (単位:千円)
1年以内 1,119	1年以内 1,119
<u>1年超 3,078</u>	<u>1年超 1,959</u>
合計 4,198	合計 3,078

(有価証券関係)

第22期(平成19年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	1,555,600	2,286,175	730,574
小計	1,555,600	2,286,175	730,574
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,555,600	2,286,175	730,574

2. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	2,915 100,000	
合計	102,915	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
563,236	101,925	3,397

第23期(平成20年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	5,994,478	5,993,700	778
小計	5,994,478	5,993,700	778
合計	5,994,478	5,993,700	778

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	800,100	877,780	77,680
小計	800,100	877,780	77,680
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	655,700	620,832	34,867
小計	655,700	620,832	34,867
合計	1,455,800	1,498,613	42,813

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	

合計	236,178	
(2)その他有価証券		
非上場株式	298	
投資証券	100,000	
合計	100,298	

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
628,566	124,622	56

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,000,000	-	-	-
小計	6,000,000	-	-	-
(2)その他有価証券				
小計	-	-	-	-
合計	6,000,000	-	-	-

（デリバティブ取引関係）

第22期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。	1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。
2．退職給付債務の額 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> 退職給付債務 509,466 退職給付引当金 509,466	2．退職給付債務の額 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> 退職給付債務 749,327 退職給付引当金 749,327
3．退職給付費用の額 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> 勤務費用 193,285 退職給付費用 193,285	3．退職給付費用の額 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> 勤務費用 126,881 利息費用 9,519 簡便法から原則法への変更による差額 125,138 その他 15,991 退職給付費用 277,530
4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5%

（税効果会計関係）

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金	賞与引当金
153,533	152,880
未払事業税	未払事業税
118,161	260,640
未払社会保険料	未払社会保険料
12,855	13,739
未払事業所税	未払事業所税
5,487	5,846
その他	その他
4,795	6,726
繰延税金資産計	繰延税金資産計
294,833	439,833
評価性引当額	評価性引当額
-	-
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
294,833	439,833
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
294,833	439,833
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
会員権評価損	退職給付引当金
49,591	304,901
退職給付引当金	ソフトウェア償却
207,301	78,264
ソフトウェア償却	投資有価証券評価損
62,906	29,953
投資有価証券評価損	特定外国子会社留保金額
23,186	159,153
その他	その他
8,924	13,042
繰延税金資産計	繰延税金資産計
351,910	585,314
評価性引当額	評価性引当額
307,045	552,870
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
44,865	32,444
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
297,270	17,420
特別償却準備金	繰延税金負債合計
1,671	17,420
繰延税金負債合計	繰延税金資産の純額
298,942	15,024

繰延税金負債の純額	254,077		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率 (調整)	40.7	法定実効税率 (調整)	40.7
評価性引当額の増減	1.0	評価性引当額の増減	2.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割等	0.1	住民税均等割等	0.0
その他	0.0	その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.9	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.7

(関連当事者との取引)

第22期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪市中央区	149,000,000	生命保険業	% (被所有)直接 35		当社の主要顧客 投信の販売委託	投資顧問料 委託販売手数料	1,235,471 263,796	未収投資顧問料 未払手数料	384,685 46,614
その他の関係会社	三井生命保険(株)	東京都千代田区	137,280,000	生命保険業	% (被所有)直接 30		当社の主要顧客 投信の販売委託	投資顧問料 委託販売手数料	276,719 206,926	未収投資顧問料 未払手数料	73,674 74,226
その他の関係会社	三井住友海上火災保険(株)	東京都中央区	139,595,523	損害保険業	% (被所有)直接 17.5		当社の主要顧客 投信の販売委託	投資顧問料 委託販売手数料	924,089 363,566	未払手数料	52,327
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有)直接 17.5	1名	投信の販売委託	委託販売手数料	1,260,715	預金 未払手数料	11,514,514 295,434

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資顧問契約の受託については、当社規定の投資顧問料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	米国 ニューヨーク	65,334	投資顧問業	% 直接100		出向2名 業務委託	調査費	200,719	未収入金	49,641
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国 ロンドン	106,622	投資顧問業	% 直接100		出向2名 業務委託	調査費	173,899	-	-
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	52,736	投資顧問業	% 直接100		出向2名 業務委託	調査費	137,811	未払費用	87,101

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主の子会社	住生コンピューターサービス(株)	大阪市淀川区	300,000	情報処理サービス業	%	-	IT機器等購入	552,279	IT機器・消耗品購入 IT運用保守サポート等	前払費用	1,451
							ITサポート			長期前払費用	15,715
										未払費用	20,345
										未払金	1,058
主要株主の子会社	エムエルアイ・システムズ(株)	千葉県柏市	100,000	情報システムの企画、設計、保守等	%	-	ITサポート	99,541	IT運用保守サポート等	前払費用	560
										未払費用	7,198

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪市中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有)直接35		当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,324,757 276,418	未収投資助言報酬 未払手数料	331,981 42,572
その他の関係会社	三井生命保険(株)	東京都千代田区	137,280,000	生命保険業	% (被所有)直接30		当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	273,276 251,915	未収投資助言報酬 未払手数料	143,563 88,117
その他の関係会社	三井住友海上火災保険(株)	東京都中央区	139,595,523	損害保険業	% (被所有)直接17.5		当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	579,567 441,750	未払手数料	53,804
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有)直接17.5	1名	投信の販売委託	委託販売手数料	2,407,945	未払手数料	325,208

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(2) 子会社等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	米国 ニューヨーク	65,334	投資顧問業	% 直接100		出向2名 業務委託	調査費	199,897	未払金	2,360
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国 ロンドン	106,622	投資顧問業	% 直接100		出向2名 業務委託	調査費	139,844	-	-
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	52,736	投資顧問業	% 直接100		出向2名 業務委託	調査費	563,312	未払費用	227,521

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主の子会社	住生コンピューターサービス(株)	大阪市淀川区	300,000	情報処理サービス業	%	-	IT機器等購入	IT機器・消耗品購入 IT運用保守サポート等	542,560	前払費用	4,225
							ITサポート			長期前払費用	11,572
										未払費用	40,881
										未払金	1,412
主要株主の子会社	エムエルアイ・システムズ(株)	千葉県柏市	100,000	情報システムの企画、設計、保守等	%	-	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	前払費用	560
										未払費用	8,785

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,219,151円72銭 1株当たり当期純利益 196,886円50銭	1株当たり純資産額 1,471,590円96銭 1株当たり当期純利益 335,563円48銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産額の部の合計額 21,505,836千円 普通株式に係る純資産額 21,505,836千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株	(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産額の部の合計額 25,958,864千円 普通株式に係る純資産額 25,958,864千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 3,473,077千円 普通株式に係る当期純利益 3,473,077千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 5,919,339千円 普通株式に係る当期純利益 5,919,339千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株

(重要な後発事象)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,306,245
有価証券		5,496,508
前払費用		350,232
未収委託者報酬		3,448,104
未収運用受託報酬		1,076,106
未収投資助言報酬		489,918
未収収益		7,011
繰延税金資産		257,985
その他		2,690
流動資産合計		26,434,802
固定資産		
有形固定資産	1	390,235
無形固定資産		9,244
投資その他の資産		
投資有価証券		1,482,212
その他		1,093,725
投資その他の資産合計		2,575,938
固定資産合計		2,975,418
資産合計		29,410,221
負債の部		
流動負債		
預り金		46,971
未払金		1,488,105

未払費用		743,208
未払法人税等		1,154,450
前受収益		10,249
賞与引当金		363,297
その他	2	45,443
流動負債合計		<u>3,851,726</u>
固定負債		
退職給付引当金		870,378
固定負債合計		<u>870,378</u>
負債合計		<u>4,722,104</u>

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	12,298,667
利益剰余金合計	14,119,872
株主資本合計	24,748,856
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	60,739
評価・換算差額等合計	60,739
純資産合計	24,688,116
負債純資産合計	29,410,221

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		12,182,809
運用受託報酬		1,876,615
投資助言報酬		1,100,898
その他の営業収益		35,030
営業収益計		15,195,354
営業費用		8,343,615
一般管理費	1	3,857,199
営業利益		2,994,538
営業外収益	2	42,849
営業外費用		1,698
経常利益		3,035,690
特別利益		30
特別損失	3	54,492
税引前中間純利益		2,981,228
法人税、住民税及び事業税		1,143,011
法人税等調整額		200,432
法人税等合計		1,343,443
中間純利益		1,637,784

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
前期末残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
前期末残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
前期末残高	13,483,283
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,822,400
中間純利益	1,637,784

当中間期変動額合計	1,184,615
当中間期末残高	12,298,667
利益剰余金合計	
前期末残高	15,304,488
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,822,400
中間純利益	1,637,784
当中間期変動額合計	1,184,615
当中間期末残高	14,119,872
株主資本合計	
前期末残高	25,933,472
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,822,400
中間純利益	1,637,784
当中間期変動額合計	1,184,615
当中間期末残高	24,748,856

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	25,392
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	86,132
当中間期変動額合計	86,132
当中間期末残高	60,739
評価・換算差額等合計	
前期末残高	25,392
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	86,132
当中間期変動額合計	86,132
当中間期末残高	60,739
純資産合計	
前期末残高	25,958,864
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,822,400
中間純利益	1,637,784
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	86,132
当中間期変動額合計	1,270,747
当中間期末残高	24,688,116

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第24期中間会計期間

(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法
- ・子会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券

時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

建物以外

平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

4. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

<p>第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p>
<p>リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる損益の影響はありません。</p> <p>なお、当中間会計期間に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引はありません。</p>

追 加 情 報

<p>第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p>
<p>退職給付会計</p> <p>退職給付債務の計算方法については、従来簡便法を採用しておりましたが、前事業年度の下期において原則法に変更しております。</p> <p>なお、前中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益、税引前中間純利益及び中間純利益は、128,390千円多く計上されております。</p>

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

<p>第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)</p>
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: center;">1,036,928千円</p>
<p>2.消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。</p>

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。
当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額 10,000,000千円

借入実行残高 _____ -

差引額 10,000,000千円

4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額146,768千円の支払保証を行っております。

注 記 事 項

(中間損益計算書関係)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	55,064千円
無形固定資産	977千円
2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	6,270千円
有価証券利息	14,437千円
受取利息	18,687千円
3. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券評価損	54,087千円

注 記 事 項

(中間株主資本等変動計算書関係)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)					
1. 発行済株式数に関する事項					
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	
普通株式	17,640株	-	-	17,640株	
2. 配当に関する事項					
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成20年3月31日	平成20年6月24日

注 記 事 項

(リース取引関係)

第24期中間会計期間

(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

(借主側)

リ - ス物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

(単位：円)

	器具備品	合計
取得価額相当額	9,504	9,504
減価償却累計額相当額	8,553	8,553
中間期末残高相当額	950	950

未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内 1,023千円

合 計 1,023千円

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 1,033千円

減価償却費相当額 950千円

支払利息相当額 27千円

減価償却費相当額の算定方法

リ - ス期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法

リ - ス料総額とリ - ス物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内 1,119千円

1年超 1,399千円

合 計 2,519千円

注 記 事 項

(有価証券関係)

1. 時価のある有価証券

(単位：千円)

第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)満期保有目的の債券	5,496,508	5,496,050	458
合計	5,496,508	5,496,050	458
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(2)その他有価証券			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,442,654	1,381,914	60,739
合計	1,442,654	1,381,914	60,739

2. 時価評価されていない主な有価証券

(単位：千円)

第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
内容	中間貸借対照表計上額
(1)子会社株式及び関連会社株式	236,178
合計	236,178
(2)その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	100,000
合計	100,298

(デリバティブ取引関係)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

第24期中間会計期間

(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

注 記 事 項

(1株当たり情報)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,399,553円10銭
1株当たり中間純利益	92,844円92銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産額の部の合計額	24,688,116千円
普通株式に係る純資産額	24,688,116千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,637,784千円
普通株式に係る中間純利益	1,637,784千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

(重要な後発事象)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成20年6月23日に開催された定時株主総会において、当社が営むことを目的とする事業の表記について金融商品取引法に応じた表記に改める定款変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額 324,279百万円（平成20年9月末現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・ 資本金の額 10,000百万円（平成20年9月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称 東洋証券株式会社

（ロ）資本金の額 13,494百万円（平成20年9月末現在）

（ハ）事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成20年3月12日	有価証券報告書
平成20年9月18日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年2月12日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中国株利回りファンド2001-12の平成19年12月21日から平成20年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国株利回りファンド2001-12の平成20年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年2月18日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 熊木 幸雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中国株利回りファンド2001-12の平成18年12月21日から平成19年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国株利回りファンド2001-12の平成19年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月23日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 三浦 孝昭 印指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 橋本 克己 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月25日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 孝昭 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 克己 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 辰巳 幸久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。